

〈研究ノート〉

## 司書資格課程における著作権学習

— 「情報サービス演習Ⅰ」におけるロールプレイ演習の報告—

Copyright Learning in the Course for Certified Librarian  
: Report of Learning Program that Incorporates Role-play  
in the “Information Service Seminar I”

山口 真也

Shinya YAMAGUCHI

### 1. はじめに・問題意識

筆者は、勤務する沖縄国際大学の司書資格課程において、「情報サービス演習Ⅰ」という授業を担当している。沖縄国際大学の司書資格課程では、図書館法施行規則にある「情報サービス演習」という科目を2つの科目に分けて開設しており、「情報サービス演習Ⅱ」は各種データベースの情報検索のスキルを身に付けることを中心として、筆者が担当する「情報サービス演習Ⅰ」は、データベースも含めて、様々な情報資源を活用したレファレンスサービスを中心とする情報サービスを実践的に学ぶ演習科目としてそれぞれ開設されている。

文部科学省の下で開かれた協力者会議が定め、各大学の司書資格課程の運営評価の際にも実質的に参考にされている「情報サービス演習」のカリキュラムでは<sup>1</sup>、「レファレンスインタビューの技法と実際」が1つの単元として挙げられている。筆者が担当する「情報サービス演習Ⅰ」では、「レファレンスインタビュー」が情報サービスの基盤となるという考えの下で、この単元をベースとして、「質問に対する検索と回答」や「情報検索の技法と実際」といった他の単元を展開する方法を取り入れるべく、「ロールプレイ」形式の体験的学習法に基づく演習を取り入れていることにしている。

---

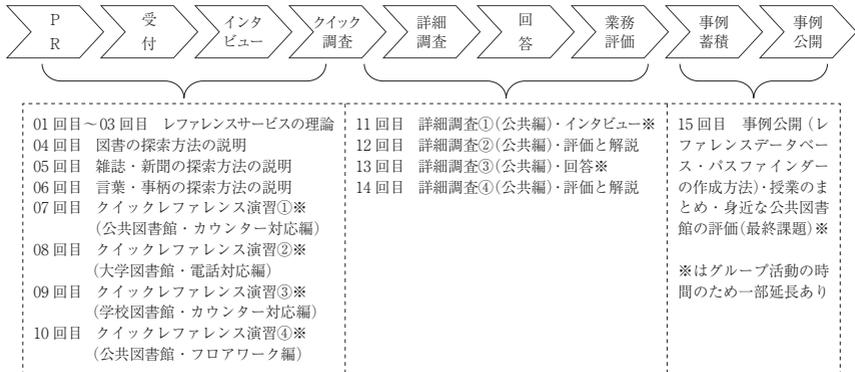
<sup>1</sup> 「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」これからの図書館の在り方検討協力者会, 2009, p.16

このロールプレイ演習は、授業担当者である筆者、もしくは本学の「TA・SA制度」を利用して採用しているアシスタント学生（司書資格課程をほぼ履修し終えた4年生2名を採用）が「利用者役」となり、受講生は6～7人のグループを作り、演習の回には1名（または数名）が代表者として任意に選ばれて「職員役（司書役）」となって、利用者役からの質問を受け付け、レファレンスインタビューを通して、利用者の潜在的な要求を明確にし、各種の参考図書やデータベースを活用してそのニーズにこたえていく、というスタイルで行われている。

全15回の授業の内、ロールプレイ演習は合計5回（セット）行うことにしており、その舞台も、沖縄県の司書有資格者の就労事情をふまえて、公共図書館だけでなく、学校図書館や大学図書館も含めるようにしている。また、ロールプレイでは、レファレンスサービスのスキルを問うのはもちろん、サービスに必要な環境面での様々な整備も課題としており、例えば、①レファレンスサービス担当者の望ましいファッション（服装・髪形・メイク、エプロンは必要か？など）、②サービス担当者としての基本な接遇（敬語・謙譲語・丁寧語・言い換え言葉・クッション言葉などの言葉遣い、挨拶の仕方、サービス精神）、③サービスカウンターに置く、または常に所持するべき道具類（メモ用紙・筆記用具・付箋・時計・カレンダー・筆談道具など）や④クイックレファレンスに対応できる基本的な参考文献の準備状況、さらには、⑤パンフレットやポスターでのサービスのPR方法なども評価の材料としている。

全5回のロールプレイの内、1回目は公共図書館を舞台とする「カウンター対応編」として、比較的簡単に調査・回答できる基本問題（図書・雑誌などの文献調査を求める問題が中心）、2回目は大学図書館を舞台とする「電話対応編」として、辞書事典類を使った事実調査（事項調査）の練習を行っている。3回目は学校図書館を舞台として「カウンター対応編」を再び実施し、文献調査と事実調査が一部混じった応用問題にチャレンジしてもらっている。4回目は公共図書館を舞台とする「フロアワークレファレンス」を学ぶために、排架作業中にフロアにいる利用者から声をかけられた場合のクイックレファレンスの練習を行っている。そして、最後の5回目のロールプレイでは、「ビジネス支援編（後日回答編）」として、ビジネス街にある公共図書館でのレファレンスサービス・課題解決支援を想定し、仕事に関する調査依頼（事実調査を中心とする質問）への対応を学ぶことにしている。

【図1 「情報サービス演習Ⅰ」の授業計画】



ロールプレイ演習の1、2、3回目は制限時間（1グループ30～40分の間に入れ代わり立ち代わりやってくる利用者に対して、グループから選ばれた代表者1名の司書役の受講生が、他の班員の協力（サポート）も得ながらできるだけ多くの問題に回答する形式で行い、4回目のフロアワークでは班員全員が司書役となって、複数の利用者からの質問を同時進行で受け付ける形式で行っている。そして、最終の5回目のロールプレイ演習では、メインとなるビジネス支援コーナー以外にも、貸出カウンターでのロールプレイ演習も同時に進行し、調査に時間を要する質問についてはビジネス支援コーナーにて受け付け、貸出カウンターではコピーサービスを受け付ける過程でレファレンスサービスとして即時対応しなければならなくなるような問題を出題している。授業の各回の内容は図1の通りである。

さて、本稿がテーマとする、「司書資格課程における著作権学習」は、このロールプレイ演習の中で意識的に取り入れることにしているテーマである。例えば、2016年度前期（4月～8月）の授業では、1回目～4回目までのロールプレイ演習において、

- ① 回答として提示した参考図書にある書誌情報のコピーを利用者から依頼されたらどうするか？（⇒「著作物」の定義を正しく捉えているか？、書誌情報には著作権があるのか？ 著作権がない場合、コピー要求にはどう対応すべきか？<sup>2)</sup>）

- ② 回答として提示した辞書・事典の一項目について、利用者が所持する携帯電話やスマートフォンのカメラでの撮影の許可を求められたらどうするか？（⇒辞書・事典の一項目（短いものでも）も1つの著作物であることを理解しているか？ 館内での撮影行為は法31条1項、35条1項ではなく、法30条1項「私的使用のための複製」に該当するという解釈があることを理解しているか？ その上でどのように対処するべきか？）
- ③ 複数ページにまたがる（見開き1ページを超える）百科事典の一項目全体のコピーを依頼された場合、どこまでをコピーして渡すことができるか？（⇒「複製物の写り込みに関するガイドライン」を正しく理解しているか？<sup>3)</sup>
- ④ 授業とは無関係な目的で（個人的な趣味のために）、昨日の新聞記事のコピーを求められたらどうするか？（⇒法31条と法35条を混同し、「昨日の記事ならばコピーできる」といった誤った対応をしていないか？）
- ⑤ 授業とは無関係な目的で（個人的な趣味で）、手を怪我した利用者からの依頼を受けて、国語辞典の一項目を学校司書が書き写してよいか？（⇒著作権法第2条の15では「複製」を「有形的に再製すること」と定義しているため、手書きであっても複製行為に該当することを理解しているか？、手を怪我している利用者に対して、学校司書が手書きで資料を書き写してあげることは「図書館の障害者サービスにおける著作権第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」<sup>4)</sup>で認められているか？）

などの課題も取り入れ、著作権法と図書館サービスとの関わりについて、少しずつ理解を深められるような問題を出题している。(①～③は公共図書館でのロールプレイ演習の課題、④⑤は学校図書館でのロールプレイ演習の課題である)

なお、本学の司書資格課程では、図2に示した通り、履修階梯制度を取り入れており<sup>5)</sup>、「情報サービス演習Ⅰ」（「情報サービス演習Ⅱ」も同様）を受講するためには、司書資格科目である「図書館概論」「図書館情報資源概論」「図書館サー

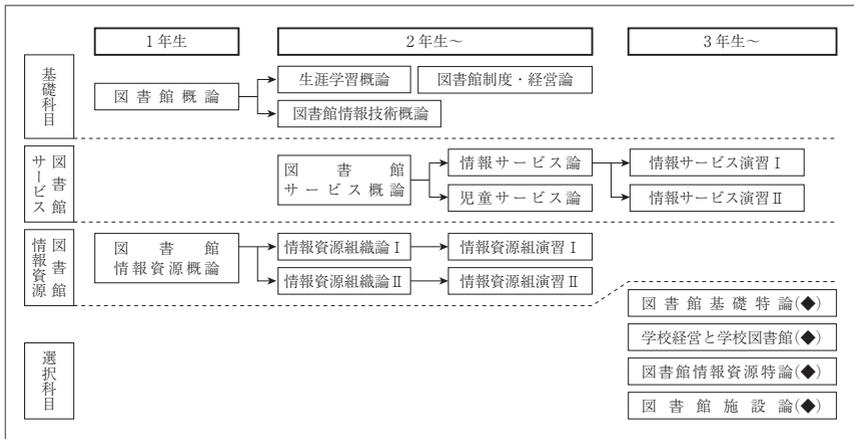
<sup>2)</sup> この問題では続けて「コピー申込用紙への記入は必要か？、不要な個人情報は集めていないか？」という課題も設定し、個人情報保護法令への理解度も問うている。

<sup>3)</sup> 日本図書館協会・国公私立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「複製物の写り込みに関するガイドライン」<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/fukusya/uturikomi.pdf>, 2016.9.22 参照

<sup>4)</sup> 国公私立大学図書館協力委員会・(社)全国学校図書館協議会ほか「図書館の障害者サービスにおける著作権第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>, 2016.9.22 参照

ビス概論」「情報サービス論」を受講し、単位を取得していることを受講の前提条件としている。著作権法に関する基本的な内容や各種図書館サービスでの著作権法の応用については、筆者が担当する「図書館概論」や「図書館サービス概論」でも取り上げており、本授業にのぞむ受講生には著作権法についてある程度の知識があることが前提となっている。そして、1回目～4回目の演習での学習をふまえて、著作権学習の最終試験的に取り入れるのが、上述した、5回目のロールプレイ演習での、貸出カウンターでのコピーサービスに関わる対応となる。

【図2 司書資格課程の履修階梯（望ましい履修の流れ）】



前置きがかなり長くなったが、本稿では「情報サービス演習Ⅰ」でのロールプレイ演習の中に取り入れている著作権学習の中から、公共図書館でのコピーサービスに関わる授業実践をピックアップしてレポートする。また、ロールプレイ演習での受講生の行動や、演習後の解説の回において取り入れているグループでの話し合いの様子を手がかりとして、司書課程における著作権学習の問題点についても若干の考察を加えてみたい。

<sup>5</sup> 履修階梯表は入学時に配布される『履修ガイド』と、入学時に開催される司書資格課程オリエンテーションでの配布資料に掲載している。図2にある「学校経営と学校図書館」は、単位取得後、法令科目「図書館サービス概論」として読み替える措置をとっている。（司書教諭課程と同時受講する学生の負担軽減措置として2014年度より導入している）

## 2. ロールプレイ演習における出題ポイント

### 2.1. 論文集に掲載された1論文全体のコピーについての理解

2016年度前期の授業では、沖縄国際大学が設置されている沖縄県宜野湾市の公共図書館の貸出カウンターを舞台として、論文集に掲載された一つの論文をコピーしたいという利用者のニーズにどのようにこたえるか、というロールプレイ演習を行った。演習場所は沖縄国際大学図書館の4Fにあるグループ学習室と多目的ホールを使用し、大学図書館の所蔵資料=この市立図書館の蔵書という設定にしている。同時に進めているビジネス支援コーナーでのレファレンスは代表者1名を司書役に選出し、残りの班員は見学・サポート役としているが、こちらのコーナーでの演習ではグループから3名を司書役に選出し、見学・サポート役は置かず、実際の貸出カウンターでの活動により近い形での演習を行っている。

ロールプレイ演習の中で、利用者役が差し出す論文集は、大野隆之著『沖縄文学論』（編集工房東洋企画、2016年3月刊）である。全体が249ページあり、前半に11本の学術論文が掲載され、後半には新聞に発表された書評・エッセイが掲載されている。利用者役がコピーを希望する箇所は前半の論文集の中の1編、「大城立裕と仏教」という論文であり、ページ数は全体で6ページである。

公共図書館において（著作者に許諾を得ることなしに）コピーサービスを行うためには、著作権法31条1項に定められた「図書館等における複製」の理解が求められる。法31条1項に定められた制限規定としては、①複製（コピー）の対象は公表された著作物であること、②営利を目的としない複製であること、③図書館資料を用いた複製であること（図書館が自館で所蔵している図書、雑誌などであること）、④利用者の求めに応じた複製であること、⑤利用者個人の調査研究の用に供するための複製であること、⑥著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物に合ってはその全部）であること、⑦提供できる複製物は1人につき1部のみであること、などが挙げられる<sup>6</sup>。

ロールプレイ演習では、利用者からの申し出を受けてすぐにコピーを認めるのではなく、目の前の利用者のコピーに関する要望が、これらの条件に該当するかをチェックするところから開始しなければならない。今回のケースについては、①公表された著作物であること、②非営利目的であること、③自館資料であるこ

<sup>6</sup> 金沢みどり『図書館サービス概論』学文社、2014、p.199、志保田務ほか編著『図書館サービス概論』学芸図書、2013、pp.131-134、宮部頼子編『図書館サービス概論』樹村房、2012、pp.138-139

と、④利用者の求めがあることについてはすぐに判断できるが、⑤利用目的については、レファレンスインタビューを通して利用者に確認をしなければならない。

利用者役に利用目的（この資料をコピーしたいと考えた経緯）をたずねると、  
「大学の授業で発表するレポートを作成するために参考をしたい。今日は授業がない日で、大学はちょっと遠いので、大学よりも家に近いこの図書館に来た」

と答える設定になっているため、⑤の要件は満たしていると考えられる。ただし、⑥著作物の一部分という分量規定については今回のケースは条件を満たしていない。なぜなら、法31条1項では、1つの著作物の最大半分までしかコピーが認められておらず、1つ1つが独立した著作物としてカウントされる短編小説集、画集、写真集と同様、論文集の掲載作品についても1つの論文の半分までしかコピーが許されないからである。このような、1冊の半分以下であっても（数ページであっても）図書館での複製を許可できない規定については利用者には理解しづらいという指摘もあるが、ひとまず法31条1項にそって対応するならば、利用者のコピーの要望には応えられず、最大でも「大城立裕と仏教」と題する論文の半分（3ページ）しかコピーすることができない、ということになるのである。

【図3 各グループでのロールプレイ演習の様子】



## 2.2. 代替案の検討・提示

さて、以上が著作権法の理解度を問うための演習課題であるが、このロールプレイ演習はあくまでも、レファレンスサービスを中心として情報サービスを実践的に学ぶことを目的としており、著作権法の知識を身に付けることそのものがゴール・目的というわけではない。つまり、「コピーはできません」（または「半分しかコピーできません」）とだけ言って終わるのではなく、著作権法についての知識を活かしつつ、または、これまでの司書資格課程での学習を活かしながら、

利用者の情報ニーズを充足できる方法を検討することを求めている。受講生にも、ロールプレイ演習に入る前の説明として、「できません」と言って終わるのではなく、「できる方法」を考えることが専門職である司書の役割であると伝えている。そして、「できる方法」を考えるためには、著作権法に対する深い理解はもちろん、出版流通に関する専門知識や図書館が行う多様なサービスにつなげていく応用力も求められる。

例えば、過去の授業では、同じロールプレイ演習にて、次のような問題を出題している<sup>7</sup>。(いずれも公共図書館を舞台とした問題)

### ① 2015年度後期のロールプレイ演習での質問：

「近くの公民館での絵本の読み聞かせ会があり、ボランティアとしてこの絵本を読みたいが、絵が小さいので、後ろに座っている子どもにも見えるように、1冊丸ごと拡大コピーをしてほしい。観客はだいたい20人くらいだと思う」

➡著作権法上の問題点：①利用者が持参した絵本は『ぐりとぐら』（福音館書店）であり、作者である中川李枝子、山脇百合子はいずれも存命であるため著作権は消滅していない。従って、法31条1項により、絵本1冊丸ごとのコピーはできない。②本書は貸出可能な資料であるため、いったん貸出手続きをとってもらい、近くのコンビニのコピー機等で拡大コピーしてもらう方法も考えられるが、コピーの用途が10人以上を対象とする読み聞かせでの使用とのことであり、著作権法30条1項「私的使用のための複製」にも該当しない可能性が高い。館外での利用者の行動にまで図書館は責任を持たなくてよいとする解釈もあるが、著作権侵害の可能性のある行為をみすみす見逃すのも問題。③利用者は「拡大コピーをしたい」と言っているが、絵本を拡大し、不特定多数に見せることは、著作権法第20条に定められた「同一性保持権」の侵害に当たるとする解釈もある<sup>8</sup>（※

<sup>7</sup> この他にも、2010年度以前の授業での著作権学習の取り組みを次の記事にて報告している。「[NO]と言わない図書館 - 著作権・トラブル・クレマー？」『みんなの図書館』（414）、2011.9、pp.46-50、「[NO]と言わない図書館（2）トラブルの背景・サービスの分断」『みんなの図書館』（415）、2011.10、pp55-58、「学校図書館担当者養成を意識した著作権学習の試み」『学校図書館』（703）、2009.5、pp.39-42

ただし、日本図書館協会著作権委員会は著作物の拡大上映が同一性保持権の侵害であるという説に反対している<sup>9)</sup>。

➡代替案の提示：市販されている大型絵本、または大型紙芝居の出版状況、所蔵館を調査し、本館になれば、リクエスト（購入希望）として受け付けるか、相互貸借等で取り寄せられることを伝える。利用者が急いでいる場合は、利用者が貸出できる所蔵館がないかを調べ（県立図書館、在勤地の図書館等）、図書館の開館日・時間等を案内する。

➡受講生の対応にみるよくある間違い：利用者が持参した絵本の奥付には発行年が「1963年12月」となっている。利用者から「発売されて50年が経過しているから、著作権が切れているのでは？（だからコピーしていいのでは?）」と問われ、著作権の消滅が「著作者死後50年」であることを自信をもって伝えられない。

## ② 2015年度前期のロールプレイ演習での質問：

「スポーツ用品を販売する会社に勤めている。今度仕事でテニス関係の商品を扱うことになったので、テニスについて個人的に勉強しておきたい。この百科事典の「テニス」の項目をコピーしてほしい」

➡著作権法上の問題点：事典類の場合、1つの説明項目が1著作物と数えられるため、著作権法31条1項により、百科事典の1項目全体のコピーはできない。「テニス」の項目が見開き1ページ（2ページ）内に収まっている場合は、「複製物の写り込みに関するガイドライン」により対応できるとされるが、利用者が持参した百科事典は『平凡社大百科事典』（平凡社）であり、説明項目が見開き1ページを超えてしまっている。よって利用者に手渡すことができるのはテニスの項目

<sup>8</sup> 児童書四者懇談会「読み聞かせ団体等による著作物の利用について」[http://www.jidoubungei.jp/\\_src/1183321/ohanasikai-tebiki.pdf](http://www.jidoubungei.jp/_src/1183321/ohanasikai-tebiki.pdf), 2016.9.20 参照（本ガイドライン発表当時、日本子どもの本研究会の専門誌（書評誌）『子どもの本棚』35（8）、2006.8, pp.41-45にも掲載されている）

<sup>9</sup> 「書画カメラ（OHC）などで映写して利用する場合は、著作権法上の上映を行っていることとなりますが（中略）著作権法38条1項により無許諾で行えます」として、複製を伴わない拡大表示については同一性保持権の侵害にはならないという解釈を示している。（JLA 著作権委員会「お話し会・読み聞かせに関する著作権 Q&A- 児童書四者懇談会の「お話し会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」の疑問点を中心に」『図書館雑誌』101（7）、2007.7, pp.447）

があるページの任意の半分までとなってしまう。

➡代替案の提示①：百科事典は貸出できない「禁帯出資料」であるから、法30条1項「私的使用のための複製」による館外貸出での対応はできない。ただし、法30条1項は図書館内での複製行為、例えば、百科事典の項目を手書きでノートに書き写すような行為も対象としている。利用者自身が所持する携帯カメラを用いて撮影することは法30条1項によって認められる（禁止されてはいない）という解釈が一般的であるため、利用者自身で複製してもらうようにアドバイスすればよい。なお、館内での資料の撮影行為については、①シャッター音が他の利用者の迷惑になる、②盗撮行為と区別ができない、③資料保存の観点から問題、といった指摘もあり、館種を問わず、館内規則で禁止される例が多いとされるが<sup>10</sup>、周囲の利用者の迷惑にならない場所、例えば、カウンター周辺で撮影してもらうこともできる。

➡代替案の提示②：利用者が持参した百科事典は『平凡社大百科事典』であり、一見してみるからに古い(傷みが激しい)。奥付を見ると1984年から刊行が始まったものであり、当然、テニスのルールも歴史も古くなっているはずである。調べものをする際、一般の利用者は(図書館員が思っている以上に)出版年を気にしていない。『平凡社大百科事典』の「テニス」の項目のコピーは半分までしかできないが、図書館にはこの資料よりも利用者のニーズに合ったものが他にもあることを伝えた上で、コピー、または貸出が可能な資料を、一般図書、新聞記事、雑誌記事、映像資料なども含めて検索して紹介する。

➡受講生の対応にみるよくある間違い：法31条1項での複製が個人的な調査研究という目的に限定されるため、「仕事で」という部分に過剰に反応し、コピーを拒否してしまい、代替案も提示しない。仕事の上での「調査研究」も法31条1項で対応できることを理解していない。

今回のロールプレイ演習において利用者がコピーを求めている資料については、通常の単行本であるため、いったん貸出手続きをしてもらい、法30条1項「私的使用のための複製」を用いて対応するという方法も提案できる。ただし、この

---

<sup>10</sup> 鎌水三千男「図書館はデジタルカメラによる複写希望にどう対応すべきか」『カレントアウェアネス』No.312, 2012, pp.8-9

利用者はすでに制限冊数いっぱいまでこの図書館で本を借りており、それらの本は自宅に置いたままになっており、それらの本も全て別のレポートに使う予定なのですぐには返却できない、と答える設定になっている。利用者が持っている携帯カメラでの撮影についても法30条1項に含まれるとする解釈を運用することもできそうだが、この利用者が所持している携帯カメラは画質が悪く、また、「授業時間中にこのレポートは回覧する予定なので、紙でちゃんとコピーしておきたい」という理由でコピーを希望している、という設定も用意している。

筆者が準備していた模範解答は、①論文集に掲載された各論文が過去に学術雑誌（定期刊行物）に掲載された論文であること、②本書のはしがきとあとがきには、著者の死後、有志によって編纂された遺稿集であると示されていることから、特に加筆修正は行われておらず、雑誌掲載時の論文と内容に違いはないと考えられること、この2点に気付くことができれば、法31条1項の分量規定の中で（ ）で補足されている「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部」の規定を用いて対応することが可能となる、というものである。

利用者がコピーしたい論文を掲載した初出誌は、至文堂が2011年10月まで刊行していた学術雑誌『国文学 解釈と鑑賞』74巻2号（2009年2月号）であり、ロールプレイ演習の舞台となっている沖縄国際大学図書館には所蔵されている。巻号を正確にメモ書きして手渡し、所蔵場所を分かりやすく伝えるとともに（または書架まで案内し）、雑誌の最新号以外は1つの著作物の全体をコピーできることを説明できた場合は「正解」として評価し、ロールプレイ演習は次の問題に進むことになっている。

### 3. ロールプレイ演習での到達度と振り返り

#### 3.1. 受講生の到達度

次の表1は、今回のロールプレイ演習での受講生の行動をまとめたものである。過去に同種の問題を出題した際には、上記の模範解答にまでほぼどり着いたグループもいくつかあったが、2016年度前期の授業では、⑤の代替案の提案までどり着いたグループは残念ながら存在しなかった。

3つのグループの内、2班のみが、本書に掲載されている論文が、過去に雑誌に掲載されたことに気付き（各論文の末尾には出典が明記されている）、法31条

【表 1 ロールプレイ演習での受講生の到達度】

| チェック項目  | グループ |         |    | 到達度   |
|---|------|---------|----|-------|
|   | 1班   | 2班      | 3班 |       |
| ① コピーの利用目的を確認しているか？                                   | ○    | ○       | ○  | 100%  |
| ② 論文集掲載論文の複製可能範囲（1論文の半分まで）を理解しているか？                   | ○    | ○       | ×  | 66.7% |
| ③ 貸出によるコピーを紹介しているか？（法30条1項の活用）                        | ×    | ○       | ×  | 33.3% |
| ④ カメラによる撮影という方法があることを紹介しているか？（法30条1項の活用）              | ×    | ○       | ×  | 33.3% |
| ⑤ 雑誌に掲載された論文（最新号以外）なら全文複写可能であること理解・提案しているか？           | ×    | △（時間切れ） | ×  | 16.7% |
| ⑥ 本書は「遺稿集」であり、単行本掲載論文と雑誌掲載論文に内容に相違がないと思われることを説明しているか？ | ×    | ×       | ×  | 0%    |
| ⑦ 所蔵調査は適切か？（雑誌の巻号の確認等）                                | ×    | ×       | ×  | 0%    |
| ⑧ 所蔵場所を分かりやすく案内しているか？                                 | ×    | ×       | ×  | 0%    |

1項を用いて複写することは可能であることを班員同士で話し合っていた様子が見られた。しかしながら、利用者に対して自信をもって回答することができないまま、残り時間が少なくなったため、回答を保留してしまい、提案には至らなかったようである。

1班についても、論文集に掲載された論文が1論文の半分までしかコピーできないことに気が付きつつも、代替案の提案をすることができないまま利用者を帰してしまっている。3班については、目次は確認したもの（図3）、当該論文が「第一部 大城立裕論」と区切られた部分の中の一節と誤解してしまい、「第一部」を1つの著作物としてとらえて、その半分は超

【図 4 コピー申請資料の目次】

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 目次                        | 4  |
| 献辞 大城立裕                   | 81 |
| 第一部 大城立裕論                 | 61 |
| 大城立裕、冷徹な観察者               | 55 |
| 大城立裕「新三作『戦争と文化』を読む        | 43 |
| 大城立裕「内包される異文化」を読む         | 17 |
| 創作経路の可能性 大城立裕の『新五番』       | 9  |
| 大城立裕と仏教                   | 7  |
| 大城立裕『カテル・パーティー』を読み直す      |    |
| 『大城立裕全集』以後の大城文学『普天間よ』を中心に |    |
| 第一部全体を1つの著作物と誤解してしまうケースも  |    |

えていないと判断して、コピーを許可してしまったようである。グループの代表としてロールプレイ演習に挑んでいるという緊張感から、冷静な判断ができなかった可能性も十分にあるのだが、授業の最終段階にあっても、著作権法の基本的な理解とその運用（あるいは学術出版に関する知識）はまだ不十分な受講生が少なくないことも見えてくる結果となった。

### 3.2. ロールプレイ演習後の振り返り

図1に示した通り、ロールプレイを終えた後の回（授業の回数としては第14回目）では、以上の模範解答について、筆者とアシスタントで演じたVTRを上映しながら解説するとともに、各グループの到達度を発表し、これまでの授業の振り返りを行っている。さらに今年度の授業では、3.1.で紹介した各グループの到達度に物足りなさを感じた部分もあったため、著作権法の理解をさらに実践的なものにするために、追加問題として、「実はこの問題にはもう1つ解答がある」「例えば、舞台となっている公共図書館に掲載雑誌がなかったらどうすればよいか？」と訊ねて、その答えをグループごとに話し合ってもらったこととした。

「情報サービス演習Ⅰ」は司書資格課程の授業であるから、最後のロールプレイの舞台は公共図書館としている。しかし、筆者が在住する沖縄県では、司書資格課程を終えた有資格者の就労先は、正規・非正規を問わず、学校図書館や大学図書館も含まれている。コピー（サービス）と著作権法との関わりを法31条1項の理解だけにとどめておくことはできないと考え、法35条1項の理解をさらに深めるための問題を追加することにしたのである。

ここで、改めてロールプレイ演習の設定を確認すると、利用者は大学生であり、「大学の授業で発表するレポートを作成するために参考にしたい」「授業時間中にこのレポートは回覧する予定なので、紙でちゃんとコピーしておきたい」という目的をもって公共図書館を訪れている。また、「本日は授業がない休校日であり、大学よりも自宅に近い公共図書館を訪れた」という事情もあるようである。こうした状況をふまえて考えると、もう1つ別の提案もできるのではないだろうか？ 筆者からの発問に対して、受講生たちがグループワークの中で考えた回答を先に紹介すると次のようになる。

- 1) 公共図書館で論文の半分までコピーし、利用者自身が通う大学図書館で同じ本の残り半分をコピーする。

- 2) 本日は半分だけコピーしてもらい、明日また半分コピーしてもらおう。(友人を連れてきてもらい、半分ずつコピーしてもらおう)
- 3) 利用者が貸出できる図書館が他にないかを確認し(県立図書館、在住・通学している市町村の図書館など)、そこでの貸出、館外でのコピーを勧める。
- 4) 著作者に許諾を取る。遺稿集ではあるため作者は死亡しているが、複製権は遺族に相続されるため、出版社等に連絡をすれば確認できる。

1) と 2) については著作権法 31 条 1 項の主旨に反するため、一般的には著作権侵害とみなされる行為だろう。4) は著作権法には反していないが、手間と時間がかかってしまい、日常的なレポート作成中の利用者にはあまり現実的な対応ではないように思われる。3) については筆者は思いつかなかった対応であるが、正解の 1 つとしてもよいだろう。利用者がコピーを希望している資料は沖縄文学に関する郷土資料であり、県立図書館が郷土資料を積極的に集めているという前提知識をふまえているとすれば、専門的なアドバイスとして評価できる。

筆者が準備していた模範回答は、法 35 条 1 項「学校その他の教育機関における複製等」の制限規定を用いてコピーするように提案する、というものである。よく言われるように、法 35 条 1 項には、「必要と認められる限度において」「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」という付記以外には、法 31 条 1 項のような「著作物の半分まで」といった分量の規定はない。利用者である大学生が授業で課されたレポートの作成のために、またはそのレポートを授業時間中に参考として回覧するために、論文集に掲載された 1 本の論文全体をコピーすることは、法 35 条 1 項が定める「授業を受ける者」による「その授業の過程における使用に供することを目的とする場合」に該当する行為と考えることもできるのである。とすれば、この利用者に自身の所属する大学図書館に行ってもらい、そこで論文全文をコピーするように勧める、という対応も可能である。

今回の授業では、以上の回答を 2 つ目の模範解答として説明し、レファレンスサービスの場面においても、著作権法のより深い理解が必要であるとして、著作権学習のまとめとした。

### 3. 3. 大学図書館における法 35 条 1 項の解釈・運用への疑問

繰り返しになるが、「情報サービス演習 I」の授業の中で、上記のような、公

共図書館の貸出カウンターを舞台とするロールプレイ演習を行う前には、学校図書館を舞台とするロールプレイ演習も行っており、その中でも法 35 条 1 項の理解を深めるための問題はいくつか出題するようにしている。にもかかわらず、今回の問題について、法 35 条 1 項を使って解釈を引き出すことに、受講生たちが至らなかったのはなぜなのだろうか。

第一の理由は、法 35 条 1 項の条文が「学校その他の教育機関」となっており、読み手にとっては、「大学」という教育機関がここに含まれるというイメージを持ちにくいということが挙げられるのではないだろうか。授業の中で、受講生たちに意見を求めても、「学校」＝「小中高校」という捉え方をしていることがほとんどであり、この条文が大学での授業の過程における複製にも幅広く当てはまることを理解・意識できる者はいなかったのである。

司書資格課程向けに作られているテキストの記述にも、法 35 条 1 項についての理解不足を招く原因があるように思われる。筆者は、このロールプレイ演習の準備として、大学図書館内の指定図書コーナーに、司書資格課程のテキストや図書館情報学分野から出版されている著作権法の解説書を置き、受講生たちにはロールプレイ演習が始まるまでに目を通すように伝えているのだが、これらの資料での法 35 条 1 項の説明部分の多くは、「小中高校」の図書館でのコピーを想定して書かれており、大学図書館についての具体的な記載は極めて少ない。一方、大学図書館でのコピーのあり方については、法 31 条 1 項との関わりから書かれているものがほとんどであり、法 35 条 1 項は大学図書館とは無関係であるようにも受け取れてしまう。

大学図書館での著作権法の理解においてガイドライン的に用いられている「大学図書館における著作権問題 Q&A」（第 8 版）では、法 31 条 1 項の説明はかなりのページを割いて説明しているのだが<sup>11</sup>、利用者からのコピーの要求が「授業の過程」での要求もあり得ることを想定せずに解説されているようにも見受けられる。例えば、「全ページ複写は不可と窓口で断ったところ、半分ずつ別人の名前で改めて申込がありました。一人の人が入手したいのだと思われませんが、受付を拒否すべきでしょうか」という質問が掲載されている。そして、回答としては

---

<sup>11</sup> 国公私立大学図書館協力委員会・大学図書館著作権検討委員会「大学図書館における著作権問題 Q&A」第 8 版、<http://www.janul.jp/j/documents/coop/copyrightQA.pdf>、2016.9.22 参照

「その旨を質して当人らが認めた場合、全ページ複写をするためには、著作権者への許諾が必要であることを伝えるとともに、当然、それらの申込は受け付けるべきではありません」と説明されている (p.6)。例えば、この学生のコピーの目的が授業での発表資料の作成といったものであれば、論文等の全ページのコピーは問題ないように筆者には思われるのである。

法 35 条 1 項については、「授業の過程」と定められているため、授業時間内にしかコピーができない、とする厳しい解釈もあるようである。しかし、それを言いつれば、教員が授業で配布する新聞記事等を、授業前の休み時間に職員室でコピーすることも出来なくなってしまうから、「授業の過程」とはもっと広く解釈すべきだろう。「授業の過程」の解釈については、授業で使用するためにコピーした著作物を「保存させないための処置」「終了後には始末しましょうということになる」という解釈もあるが、大学の授業にあっても発表用にコピーした論文を、発表終了後に破棄するように学生に（図書館、または教員が）指導すれば事足りるはずである<sup>12</sup>。

「大学図書館における著作権問題 Q&A」を読み進めていくと、「権利者側からは、図書館内での複製は法 31 条 1 項に基づく複製に限られるべきとの主張」があることが、大学図書館において法 35 条 1 項を積極的に活用しない理由になっているようにも思われる (p.52)。しかしながら、こうした権利者側の主張に従ってしまうと、法 31 条 1 項が適用される大学図書館はまだよいとしても、適用されない学校図書館ではいまだにコピーを利用者に提供できないことになってしまう。そして、「調べ学習」「総合学習」といった主体的な学習に対応すべく、複製の主体を「授業を担当する者」だけでなく、「授業を受ける者」にするとした、2003 年の法改正の意味もなくなってしまうように思われる。

大学図書館もまた、学校図書館と同様、法 35 条 1 項の弾力的な活用も取り入れた解釈が必要ではないだろうか。本稿のテーマとはややずれるが、司書資格課程での著作権学習の検討課題の 1 つとして付記しておきたい。

#### 4. おわりに

以上、本稿では、司書資格課程必修科目「情報サービス演習 I」における、ロー

---

<sup>12</sup> 森田盛行「講演：学校図書館と著作権」『学校図書館』764号、2014.6. p.38

ルプレイ演習を取り入れた著作権学習の様子を紹介するとともに、授業の中から見えてきた、著作権法 35 条 1 項に対する受講生の理解不足の原因について若干の考察を加えた。

筆者は司書資格課程の専任教員ではあるが、著作権法と図書館との関係性を専門的に研究しているわけではない。そして、本稿に示した法解釈にまだまだあいまいな点があることも自覚している。その一方で、2009 年の著作権法施行令改正によって、著作権法 31 条に基づく複製を行うための要件として、司書有資格者等の配置が求められるようになったことにも象徴されるように（第 1 条の 3）、著作権法の理解と運用は司書職の専門職性として極めて重要であるとも考えている。

司書資格課程での著作権学習をブラッシュアップするためにも、本稿で示した見解に対して、批判も含めて、様々な意見をお寄せいただきたい。（2016 年 9 月 22 日）